

京都府環境審議会会長 様

京都府知事 西 脇 隆 俊



京都府地球温暖化対策条例の見直しについて（諮問）

京都府地球温暖化対策条例（平成 1 7 年京都府条例第 5 1 号）の見直し等に当たり、同条例第 5 8 条第 2 項の規定により、貴審議会に下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

京都府地球温暖化対策条例の見直しに係る基本的な考え方

2 諮問理由

国においても 2050 年ネットゼロ実現を見据えつつ、地球温暖化対策計画が改定されたことから、本府においても、気候変動対策を取り巻く状況変化等を踏まえ、環境保全など幅広い観点から、同条例の見直しに係る基本的な考え方について、御審議いただくため。

3 経過・背景

本府においては、「京都議定書誕生の地」にふさわしい先導的な役割を果たすため、府内の温室効果ガス排出量削減に向けた総合的な対策を盛り込んだ京都府地球温暖化対策条例を平成 18（2006）年 4 月に施行するとともに、「京都府地球温暖化対策推進計画」を同年 10 月に策定し、平成 23（2011）年には同計画を改定し、当面の目標数値を定めた 2020 年度までを計画期間として、地球温暖化対策の総合的な推進を図ってまいりました。

近年、台風の大型化や異常気象等により、河川氾濫や熱中症による救急搬送者数が増加するなど防災や健康、また農業や生態系等の分野で、気候変動の影響が既に顕在化しつつあり、気候変動問題は、今や「気候危機」とも言われています。

そこで、京都府では、将来の世代に恵み豊かな環境を残すため、令和 2（2020）年 2 月に、「2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すこと」を宣言するとともに、その実現に向けて、これまでの対策の進捗を踏まえつつ、令和 2（2020）年 12 月に京都府地球温暖化対策条例の改正を行い、令和 12（2030）年度までに平成 25（2013）年度と比べて温室効果ガス排出量を 40%以上削減することを新たな目標として設定することとしました。また、この新たな目標の達成に向けた方策を明らかにするため、令和 3（2021）年 3 月に京都府地球温暖化対策推進計画を策定し、令和 5（2023）年 3 月には温室効果ガス排出量を 46%以上とする新たな目標の見直しを含む改定をしたところです。

こうした中、国においても 2050 年ネットゼロ実現を見据えつつ、地球温暖化対策計画が改定されたことから、本府においても、京都府地球温暖化対策条例の見直しに係る基本的な考え方について、御審議いただきたく、貴審議会に諮問するものであります。